

第 8 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年5月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 53 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和2年に熊本県職員の過失により和解の相手方が行った不要な相続放棄手続に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和3年3月30日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
個人 （中小企業高度化資金に係る死亡した連帯保証人の相続人でない親族）	12,208円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
個人 （中小企業高度化資金に係る死亡した連帯保証人の相続人でない親族）	73,822円	
個人 （中小企業高度化資金に係る死亡した連帯保証人の相続人でない親族）	67,100円	
個人 （中小企業高度化資金に係る死亡した連帯保証人の相続人でない親族）	75,536円	
個人 （中小企業高度化資金に係る死亡した連帯保証人の相続人でない親族）	67,100円	